

日本医師会二次救命処置（ALS）研修 Q & A

※旧称 「日本医師会 A C L S （二次救命処置）研修」

令和 6 年 2 月 21 日現在

（本 Q & A は令和 6 年 4 月 1 日より施行予定）

I. 全般について	
Q1	なぜ、日本医師会が二次救命処置(ALS)研修に取り組むのか？
A	医師による効果的な救命処置・治療の実施を推進し、救急患者の救命率及び社会復帰率の向上に資するためです。また、我が国における二次救命処置(ALS)教育の整合を図ることも目的とします。
Q2	ここでいう「ALS」とは？
A	Advanced Life Support の略で、二次救命処置と訳されています。
Q3	日本医師会が二次救命処置(ALS)研修会を実施するのか？
A	いいえ。日本医師会会長が、地域医師会等が実施する二次救命処置(ALS)研修会を指定し、その修了者に修了証を交付します。
Q4	救急医療に従事している医師が対象なのか？
A	いいえ。主たる対象者は、常時救急医療に従事しない全ての医師です。また、チーム蘇生の重要性の観点からも、上記の医師と一緒に働く医療従事者も対象となります。
Q5	指定研修会を修了すれば、自動的に日本医師会生涯教育制度の単位を取得できるのか？
A	いいえ。別個の手続きが必要です。
Q6	本研修の概要、研修会の指定状況、修了証の交付状況に関する情報は、どのようにして知ることができるか？
A	日本医師会ホームページ等によって、本研修に関する事項の周知や公告を行います。
Q7	日本医師会会長が認定する資格なのか？
A	いいえ。本研修は、資格制度ではありません。医師の自己研鑽を奨励し、評価するものです。
Q8	日本医師会で、本研修を担当する役員や事務局はどこか？
A	役員では救急医療担当常任理事が、事務局では地域医療課が、それぞれ担当します。
Q9	この他に、日本医師会はどのような救急医療対策に取り組んでいるのか？
A	日本医師会では、我が国や医師会における救急医療対策を検討するために救急災害医療対策委員会を設置している他、厚生労働省や総務省消防庁等の国の審議会・検討会への参加、生涯教育制度、ポスターやカードによる救急蘇生法の普及啓発活動などを実施しています。
Q10	日本医師会は、二次救命処置(ALS)に関して、今後どのような施策を講じていくのか？
A	我が国における二次救命処置(ALS)教育の整合を図るとともに、医療機関や研修会実施主体のAEDや訓練用人形等器材の導入方策の検討、常時救急医療に従事しない全ての医師等に対する教育の普及やインストラクター確保の支援、本研修の効果に対する検証などの施策を将来的に講じていくことを考えています。

Q11 令和6年4月の制度改正では、どのような改正がなされるのか？

A 令和4・5年度救急災害医療対策委員会「日本医師会 ACLS 研修制度の検討」ワーキンググループにおいて、現行制度の改正について検討がなされ、主に以下の項目について、令和6年4月に制度改正を行うこととしている。

【名称(要綱第2条)】

- ・これまで「日本医師会 ACLS(二次救命処置)研修」(以下、旧称)としてきたところ、日本語を中心として、また、二次救命処置の一般名としての「ALS(Advanced Life Support)」という略称を用いて、「日本医師会二次救命処置(ALS)研修」(新名称)という名称に改めること。
- ・ただし経過措置として、一定期間、本研修の旧称である「日本医師会ACLS(二次救命処置)研修」を要綱等に併記するとともに、同名称及び同名称に準じた名称で実施された研修については、新名称に読み替えることができること。

【基本理念(要綱第4条)】

- ・本研修会が創設された当初と比べて、現在では、よりチーム蘇生が重要視されており、その場で集まった人がチームワークをもって役割分担を行い、コミュニケーションを取りながら蘇生を行なう、いわゆるノンテクニカルスキルを発揮することが求められている。上記を踏まえて、研修会の理念に「医師の技能はもとより、所属医療機関のコメディカルも含めたチーム蘇生の推進を考慮するものであること」を加えること。

【学習目標(要綱第7条)、別表:標準カリキュラム】

- ・本研修会では、従来から学習目標を「突然の心停止に対する最初の10分間の適切な蘇生法を習得する」としているが、医療機関によって環境などが変わってくることから、心停止に対する適切な対応についても異なってくるのが想定されるので、研修会の目的や想定する受講対象者等により、到達目標や到達度を検討すること。

【研修会の普及(要綱第8条)】

- ・特に診療所の開業医向けの研修では、通常では診療所に常備されていない救急医療設備などは省略する等、より実際的な内容にして差し支えない。
- ・現在、実施されている研修会の多くが病院の勤務医(特に研修医)を対象としたものであるが、開業医向けの研修会の実施についても促していく必要がある。
- ・開業医向けの研修会を実施するにあたっては、参加しやすいような企画が必要である。具体例としては、以下のような開催方法が考えられる。

■講義部分(座学)を事前の e ラーニングとし、当日は実技実習を中心として研修時間の効率化や実技実習の充実を図る。(このような場合、講義部分(座学)の e ラーニングの内容について、事前又は当日に、確認の小テストなどを行うことが望ましい。)

※e ラーニングのみで、実技実習を行わない研修会は本制度では想定していない。

■研修会を分割して開催し、一連の受講をもって合格とする。なお、都道府県医師会長が認める場合、各回の研修の実施主体が異なっても、一連のものと考えて差し支えない。

(例)初回としてBLSとALSの一部、2回目としてALSの残り体験的シミュレーションを実施。初回は郡市区医師会等が研修会を実施し、2回目は都道府県医師会が初回の受講済の者に対して研修会を実施し、両方の修了者として日本医師会に報告する。

【オプション研修(要綱第9条)】

- ・オプション研修の項目として、「(6)鎮静剤の副反応への対応」を追加。

II. 研修会の指定について	
Q1	研修会の指定は、実施主体が直接日本医師会に申請するのか？
A	いいえ。研修会を実施する地域の都道府県医師会長が申請します。
Q2	日本医師会会員ではない医師も参加する研修会は、日本医師会長の指定を受けられないのか？
A	いいえ。要綱に定める要件を満たしていれば、指定の対象から外れることはありません。
Q3	医師以外の者(看護職員や救急救命士等)も参加する研修会は、日本医師会長の指定を受けられないのか？
A	いいえ。要綱に定める要件を満たしていれば、指定の対象から外れることはありません。
Q4	研修会で使用するテキストは決められているのか？
A	日本救急医療財団心肺蘇生法委員会編著「救急蘇生法の指針」(医療従事者用)又はこれに準拠するものとしています。
Q5	研修会のカリキュラムや学習目標等が要綱に定めているものと異なる場合は、本研修の対象から外れるのか？
A	指定の審査にあたっては、その研修会の学習目標、対象者、教育内容、カリキュラム、インストラクター、グループ人数、器材、テキストなどを総合的に勘案します。したがって、要綱に定めているものと異なるからといって、必ずしも、本研修の対象から外れるわけではありません。
Q6	指定研修会の一回あたりの定員はあるのか？
A	本研修では、特に定員を定めておりません。ただし、ALS研修会の趣旨から必然的に数十人程度のものでしょうか。なお、実技講習のため、受講者を6人程度のグループに分けて下さい。
Q7	研修会を2回以上に分けて行う場合は、指定を受けられるのか？(たとえば、初日に座学、2日目にBLS、最終日にALSなど)
A	はい。ただし、全日程をもって、一つの研修会として指定いたします。また、修了証の交付は、BLS、ALSの実技及び体験的シミュレーションを実施する全日程を修了した医師に行います。
Q8	日本医師会では、どのような手続きで研修会の指定を行うのか？
A	都道府県医師会長から指定の申請を受付したとき、運営委員会が審査してその結果を日本医師会長に報告します。その上で、日本医師会長が指定します。
Q9	研修会の指定の申請は、いつ行うのか？
A	研修会を実施する日の前後1年以内に行ってください。したがって、毎年実施する研修会は、毎年申請して下さい。例えば、令和6年3月1日に実施する場合は、令和5年3月1日から令和7年2月28日の間に申請してください。なお、申請の受付は随時実施しています。
Q10	日本医師会では、研修会の指定の申請を受付けるとその都度運営委員会による審査を行い、指定をするのか？
A	いいえ。手続きの効率化のため、受付件数が一定数になった時点または概ね4カ月に1回程度で運営委員会を開催して一括して審査を行います。
Q11	日本医師会から、研修会実施のための補助はあるのか？
A	いいえ。日本医師会からの補助金はありません。
Q12	研修会の指定を受けるために、手数料などは必要なのか？
A	いいえ。日本医師会では、手数料等の費用を請求はしません。

Q13	研修会のインストラクターは、救命救急センターに勤務する医師でなければならないのか？
A	いいえ。救急蘇生法に精通している者であれば、救命救急センターに勤務する医師である必要はありません。
Q14	研修会で使用する器材などは、自己所有のものでなければならないのか？
A	いいえ。大学、救命救急センター等からの貸与や企業からのレンタルなどでもかまいません。
Q15	日本医師会長から研修会の指定を受けたことを公表してもよいのか？
A	はい。医療法の広告規制等の法令に従った上で研修会実施主体が公表、広告することはかまいません。ただし、営利を目的とする場合や本研修の品位を損ねる場合は認めません。
Q16	当研修会の内容には、要綱に定めるカリキュラム等を超えるものも含むが、その点は評価の対象となるか？
A	はい。通常の研修会に加えて「オプション研修」として、その旨を修了証に特記するか、修了した旨を記した証票を交付します。 また、要綱に定めるカリキュラム等を超えた内容のみで構成される研修会については、すでに通常の研修会の「修了証」を交付された者が追加講習として受講する場合に限り、「オプション研修会」として認めます。 その場合、すでに交付した「修了証」に特記するか、「オプション研修会」を修了した旨を記した証票を交付します。
Q17	当研修会では試験を実施していないが、その場合でも本研修の指定を受けられるのか？
A	はい。本研修要綱では試験の実施を条件とせず、各研修会実施主体の判断に委ねています。
Q18	当研修会では修了者に対して修了証を交付していないが、その場合でも本研修としての修了証を交付してもらえるのか？
A	はい。ただし、研修会実施主体と申請を行う都道府県医師会長において、その医師が研修を修了していることを確認した上で、修了証の交付を申請してください。
Q19	令和6年4月制度改正後に、令和6年4月以前に実施した研修会にかかる研修会指定申請や修了証交付の申請はできるのか？
A	はい。令和6年4月以降の制度改正は、研修会の内容を受講対象者に合わせて柔軟にできるようにするもので、制度改正前に研修会指定の要件を満たす研修会が、改正後に要件を満たさなくなるということは基本的には想定されません。そのため、令和6年4月以降も、令和6年4月以前に実施された研修会に関して、従前の様式で申請頂いて差し支えありません。（令和6年4月以降は、可能な限り新たな様式で申請して下さい。）
Q20	令和6年4月制度改正以降に行う研修会については、新たな様式で申請を行わないと、研修会指定申請や修了証交付の申請は受理されないのか？
A	従前の様式でも受け付けますが、可能な限り新たな様式で申請して下さい。
Q21	研修会の指定申請用紙は紙媒体で提出する必要があるのか？
A	令和6年4月制度改正以降に行う研修会について、都道府県医師会から日本医師会への研修会の指定申請用紙は、電子メール等の電磁的方法による提出で差し支えありません。その場合、申請受付について日本医師会地域医療課より必ず返信を行いますので、返信が無い場合は改めて同課まで確認を行って下さい。また紙媒体で提出を行う際には、公印省略が可能です。

Ⅲ. 修了証の交付について	
Q1	修了証の交付は、修了者が直接日本医師会に申請するのか？
A	いいえ。その研修会の指定の申請をした都道府県医師会長が申請します。
Q2	日本医師会員ではないが、修了証の交付は受けられるのか？
A	日本医師会員であることは、修了証交付の要件ではありません。
Q3	医師ではないが、修了証の交付は受けられるのか？
A	いいえ。医師であることが、修了証交付の要件です。
Q4	修了証の交付を受けるために、手数料などは必要なのか？
A	いいえ。日本医師会では、手数料等の費用を請求はしません。
Q5	日本医師会では、どのような手続きで修了証の交付を行うのか？
A	都道府県医師会長から修了証交付の申請を受理したとき、運営委員会が要件の有無を審査してその結果を日本医師会長に報告します。その上で、日本医師会長が修了証を交付します。
Q6	修了証は、日本医師会から直接修了者に渡されるのか？
A	いいえ。日本医師会より、都道府県医師会長を経由して、修了者に交付します。
Q7	修了証交付の申請は、いつ行うのか？
A	特に期限は設けていませんが、なるべく早めをお願いします。なお、申請の受付は随時実施しています。
Q8	日本医師会では、修了証の交付の申請を受付けるとその都度運営委員会による審査を行い、修了証の交付をするのか？
A	いいえ。手続きの効率化のため、受付件数が一定数になった時点または概ね4カ月に1回程度で運営委員会を開催して一括して審査を行います。
Q9	研修会を2回以上に分けて行う場合は、修了証の交付を受けられるのか？（たとえば、初日に座学、2日目にBLS、最終日にALSなど）
A	はい。ただし、修了証の交付は、全日程のうち、BLS及びALSの実技を実施する回の研修会を修了した医師について、行います。
Q10	日本医師会長から修了証を交付されたことを公表してもよいのか？
A	はい。法令に従った上で、修了者や研修会実施主体が公表、広告することはかまいません。なお、本研修の修了証を交付されたことは医療機関が広告することのできる事項ではありませんので、ご注意ください。また、営利を目的とする場合や本研修の品位を損ねる場合は公表、広告することを認めません。
Q11	要綱に定めるカリキュラム等を超える研修も受けたが、その点は評価の対象となるのか？
A	はい。ただし、「オプション研修」を修了したのものとして、その旨を修了証に特記するか、修了した旨を記した証票を交付します。
Q12	私が修了した研修会は修了証を交付していないが、その場合でも本研修としての修了証を交付してもらえるのか？
A	はい。ただし、修了証の交付申請にあたり、研修会実施主体と申請を行う都道府県医師会長において、研修を修了していることを確認してもらいます。

Q13	修了証を紛失してしまった場合は、再交付してくれるのか？
A	はい。修了証交付の申請と同様の手続きにて再交付します。
Q14	日本医師会が、修了証を交付した者の氏名などを公表することはあるのか？
A	はい。氏名及び住所(都道府県名のみ)、指定研修会の名称・実施主体・修了日、オプション研修の名称をホームページなどで公表する場合があります。ただし、修了者が公表を拒否した場合にはしません。
Q15	修了証交付の申請の際、申請者の医籍番号、日医会員ID番号や住所等を申請書に記載するが、これらの個人情報の保護は守られるのか？
A	本研修に関して本会が得た申請者の個人情報は、前問で掲げた事項を除き、修了証交付の有無に関わらず、内部資料として取り扱います。申請者に無断で公表したり、第三者に提供したりすることはありません。ただし、修了証交付の要件の確認や、修了証交付の取り消しの際に、都道府県医師会や研修会実施主体に問い合わせるために使用することがあります。その際は、個人情報の提供を必要最低限なものとし、また、相手方に守秘を求めます。
Q16	修了者名簿を日本医師会に備え置くとのことだが、外部の者がアクセスすることはあるのか？
A	修了者名簿は、個人情報保護のため、本研修担当課(地域医療課)において厳重に管理します。外部の者が修了者名簿にアクセスすることはもちろん禁じます。また、他の部署の者がアクセスすることも、特に必要な場合を除いて原則として禁じます。
Q17	令和6年4月制度改正後に、令和6年4月以前に実施した研修会にかかる研修会指定申請や修了証交付の申請はできるのか？
A	はい。令和6年4月以降の制度改正は、研修会の内容を受講対象者に合わせて柔軟にできるようにするもので、制度改正前に研修会指定の要件を満たす研修会が、改正後に要件を満たさなくなるということは基本的には想定されません。そのため、令和6年4月以降も、令和6年4月以前に実施された研修会に関して、従前の様式で申請頂いて差し支えありません。(令和6年4月以降は、可能な限り新たな様式で申請して下さい。)
Q18	令和6年4月制度改正以降に行う研修会については、新たな様式で申請を行わないと、研修会指定申請や修了証交付の申請は受理されないのか？
A	従前の様式でも受け付けますが、可能な限り新たな様式で申請して下さい。制度改正から一定期間後、従前の様式での受付を停止いたします。
Q19	研修会の修了証交付の申請は紙媒体で提出する必要があるのか？
A	令和6年4月制度改正以降に行う研修会について、都道府県医師会から日本医師会への研修会の指定申請用紙は、電子メール等の電磁的方法による提出で差し支えありません。その場合、申請受付について日本医師会地域医療課より必ず返信を行いますので、返信が無い場合は改めて同課まで確認を行って下さい。また紙媒体で提出を行う際には、公印省略が可能です。